

令和元年10月から幼児教育・保育の 無償化が始まります！

対象者は

3～5歳児の方については、保育の必要性、利用施設等によって、適用されるか決まります（概要は下表のとおりです）。
0歳～2歳児までの方については、**住民税非課税世帯の方のみ**無償化の対象となります。

保育の必要性

保育の必要性とは？

保護者の就労、疾病、障害、妊娠・出産等により、日中家庭で子どもの保育ができないと認められる状況のことです。

なお、保育の必要性が認められるには**市への申請が必要です**。（すでに保育所等へ通っており、認定をお持ちの方は申請不要）

保育所(園)、幼稚園、認定こども園 をご利用の場合

	保育の必要性なし (専業主婦など)	保育の必要性あり (共働き家庭など)
保育所(園)	—	無償
認定 こども園	無償	
幼稚園 〈新制度未移行〉 (津田桑名、 津田大山田)	無償 (2万5,700円/月まで) ※ 満3歳以上の子どもが対象	
幼稚園 〈新制度移行済〉 (公立幼稚園、 マリア、 コスモス)	無償 ※ 満3歳以上の子どもが対象	

幼稚園等の預かり保育 をご利用の場合

	保育の必要性なし (専業主婦など)	保育の必要性あり (共働き家庭など)
預かり保育 (幼稚園または 認定こども園)	対象外	無償 (1万1,300円/月まで)

※ 認可外保育施設等 をご利用の場合

	保育の必要性なし (専業主婦など)	保育の必要性あり (共働き家庭など)
認可外保育 施設等 (保育所(園)・幼稚園・ 認定こども園を利用 していない場合)	対象外	無償 (3万7,000円/月まで)

※ 認可外保育施設、病児保育、ファミリーサポートセンター、保育所の一時預かり等

就学前の障害児発達支援 をご利用の場合

就学前の 障害児 発達支援 (障害児 通園施設等)	無償 ※ 保育所・幼稚園・認定こども園と併せて 利用した場合も対象
---------------------------------------	---

対象となる3歳児って？

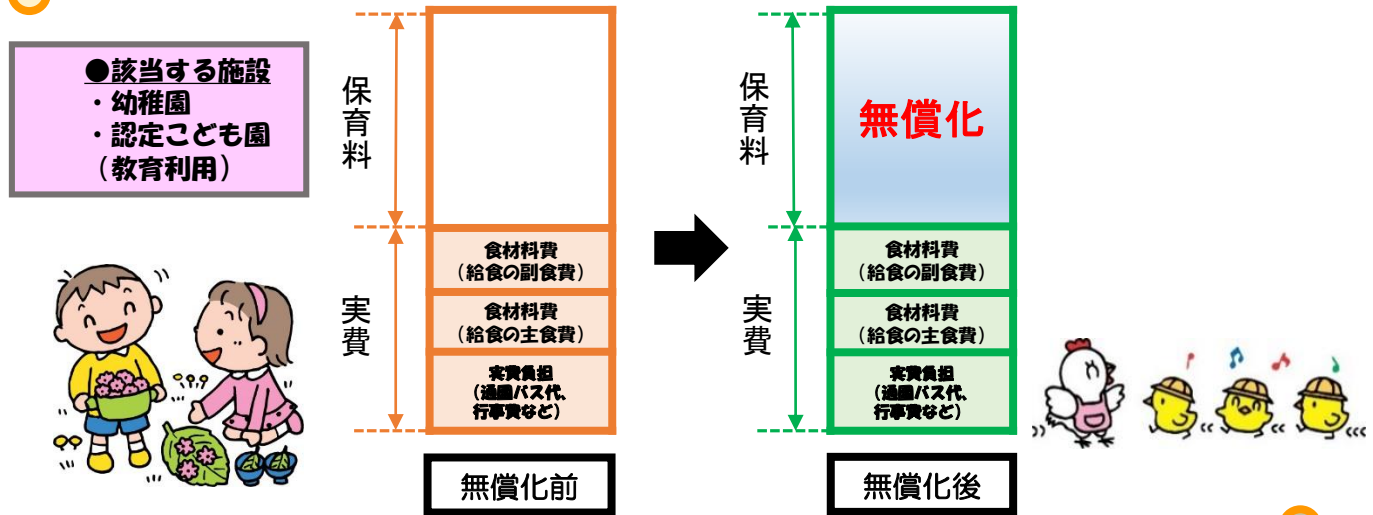
満3歳になって初めての4月1日を経過した子ども(=3歳児クラスの子ども)が対象となります。ただし、**幼稚園については満3歳以上の子どもが対象となります**のでご注意ください。



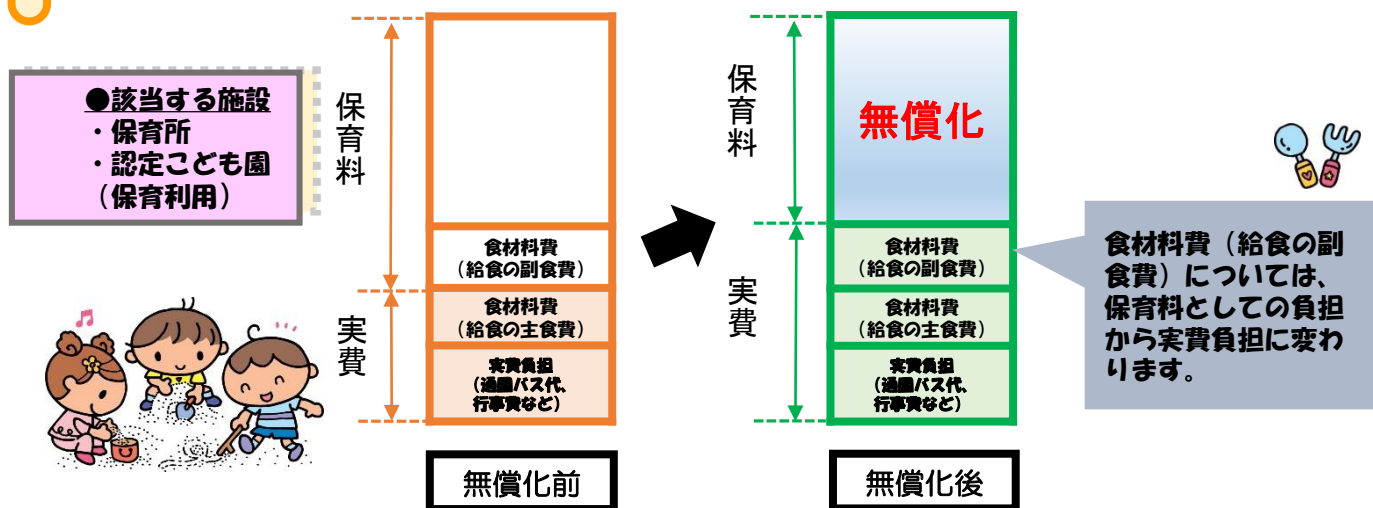
裏面も見てね！

対象となる費用のイメージ

1号認定子ども(教育利用・3歳以上の子ども)



2号認定子ども(保育利用・3歳以上の子ども)



[問い合わせ先]
桑名市役所 幼保支援課

教育委員会

TEL : 0594-24-1284

教育総務課

TEL : 0594-24-1236・1354

